

令和7年度 いじめ防止基本方針

(令和7年 4月3日改定)

1 本校の方針

本校は、「ともに学び ともに育つ ～聴き合い つながり合い 学び合う力の育成～」を学校教育目標として、地域の信頼に応えながら、こころ豊かで自立する児童の実現に向け、変化に柔軟に対応し、未来への道を切り拓くための「生きる力」を育むことをめざしている。

全校児童が、安心して元気に学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、全教職員が日々の研修を充実し、資質能力の向上を図り、子ども達とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は迅速かつ適切に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的な考え方

本校は、PTAの役員の方々を中心に、多くの保護者の皆さんに教育活動全体において積極的な協力支援を受けている。また、和田山地区地域自治協議会、学校運営協議会、枚田小学校校区協議会、読書ボランティア「わだつ海の会」、民生委員、保護司会の方々をはじめ、多くの地域の方々と連携がとれており、子ども達の健全育成に努めている。子ども達も、お年寄りとの交流、生産活動などの体験活動、児童会が中心となった募金活動などのボランティアや、縦割り班活動などに積極的に取り組んでいる。

いじめへの対応については、全教職員が「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」「いじめは決して許されない」と認識し研修を深めるとともに、平素から子ども達一人一人の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチするよう心がけている。また、生徒指導担当者が中心となって、常に子ども達の状況を連絡し合える職場風土作りに取り組むとともに、子ども達の状況を共有するために毎学期に実施する「子どもを語る会」や、毎月の生徒指導報告等で情報交換を繰り返し、迅速かつ適切な対応ができるよう努めている。さらに、「ひらさんぽ」の実践により、職員全員ですべての子どもたちの様子をみていく体制を整えている。また、子ども達が主体的により良い学校を築いていくことができるよう、児童会活動を中心に取り組んでいく。

今後は、現在の取り組みの充実を図り、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、指導体制の充実を図り、いじめを許さない学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくい所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、常に研修を深めるよう努めるとともに、担任を中心に学級経営・道徳教育等の充実を図り、子ども達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見を心がける。その際、毎月のふり返しカードや生活点検表などを活用する。

同時に、常に子ども達の状況を伝え合い、共通理解のできる職場風土作りに努めるとともに、「子どもを語る会」や生徒指導報告等において情報交換を密にし全教職員の協働体制を充実させていく。

(2) 未然防止及び早期発見のための体制

いじめの未然防止や早期発見・早期対応のためには、学校教育活動全体を通して、組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

別紙2 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をとる。

別紙3 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、自殺をほのめかす言動、身体に大きな傷害を負った場合、金品等に大きな被害を被った場合などのケースが考えられる。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合で、事案により学校が判断する。

児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応チームが主体となって調査を進め、事態の解決にあたる。状況に応じて、専門的知識及び経験を有する外部の専門家にも組織に加わってもらう。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

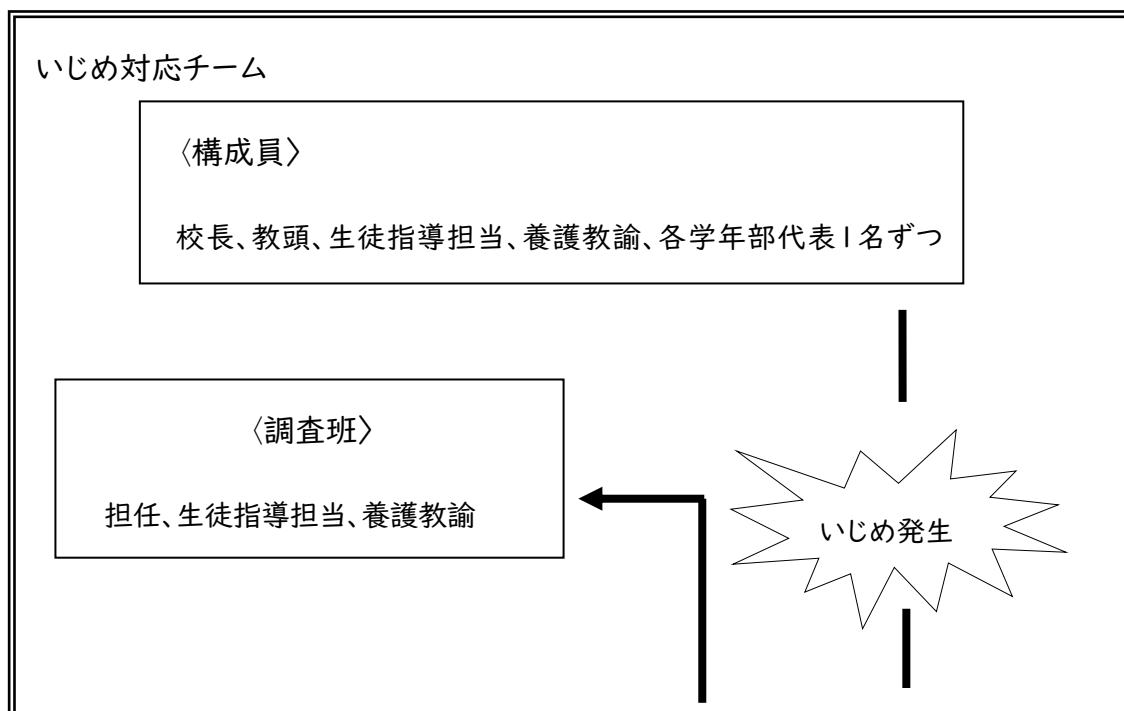
本校は、保護者・地域から信頼される学校、地域に開かれた学校を目指している。そのために、常に情報発信に努めるとともに、保護者向けのアンケートや学校関係者評価などを実施し、保護者・地域の方々からの意見を学校運営に生かしている。いじめ防止等についても、保護者・地域とともに取り組む必要がある。そのため、策定した本方針についても、学校のホームページや学校便りなどで公開するとともに、PTA総会、人権講演会、保護者会などあらゆる機会を通して保護者や地域の方々への情報発信に努める。

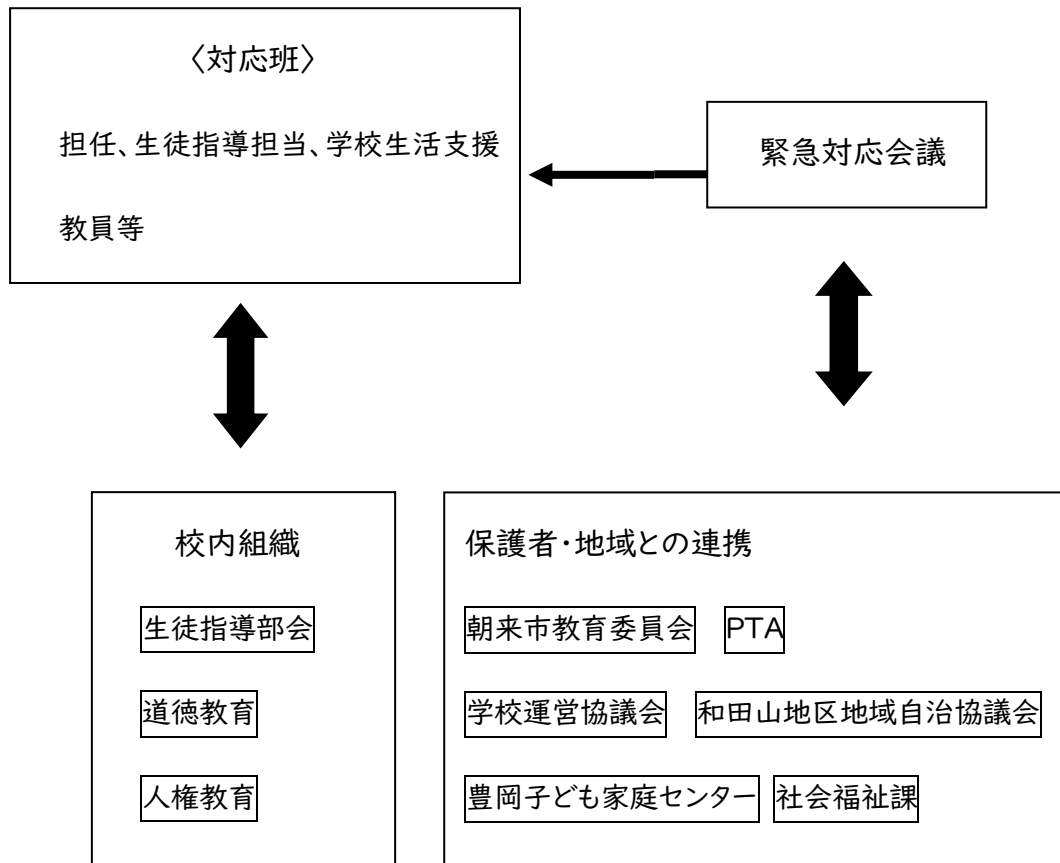
また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童会活動と連携することに留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるよう、保護者や地域の方々からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないように、教職員全体で
共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するため、ふりかえりカードや生活点検等を活用した
検証・評価を定期的に行う。

《いじめ対応チームの組織》





年 間 指 導 計 画

	4 月	5 月	6 月	7 月
職員会議等	いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画等 職 員 会 議	事案発生時、緊急対応会議の開催 PTA総会等による 保護者向け啓発 教職員研修会	人権講演会	人権講演会
未然防止に向けた 取組	学級・学年づくり、人間関係づくり	子どもを語る会	道徳、体験活動の計画・実施、教育相談、通級指導などの実施	
早期発見へ向けた 取組	ふりかえりカードによる児童理解 児童会活動			

		8 月	9 月	10 月	11 月
職員会議等	教職員研修会	事案発生時、緊急対応会議の開催			
		いじめ対応チーム 会議・今後の計画 と情報整理共有等	人権講演会 保護者向け研修会	PTA人権講演会	
未然防止に向けた 取組	子どもを語る会	学級・学年づくり、人間関係づくり	情報モラル教育	喫煙防止・薬物乱用防止教室	
		道徳、体験活動の計画・実施、教育相談、通級指導などの実施			
早期発見へ向けた 取組		ふり返しカードによる児童理解			
		児童会活動			

	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催			
	教職員研修会			人権講演会
未然防止に向けた取組	道徳、体験活動の計画・実施、教育相談、通級指導などの実施			
	子どもを語る会			
早期発見へ向けた取組	ふり 返 り カ ー ド に よ る 児 童 理 解			
	児童会活動			

緊急時の組織的対応

